

# 阿見町保育士等処遇改善助成金

～令和5年4月から交付対象者の範囲が拡大されました～

## 助成対象者

町内私立保育園、認定こども園、小規模保育事業者に勤務する保育士及び幼稚園教諭のうち、専ら乳幼児の保育に携わる方

## 助成金の額

3か月ごとの支給月（7・10・1・4月）に交付します

▼正規雇用の方・・・月額 15,000 円

▼非常勤の方で労働契約における労働時間が

1月当たり 150 時間以上・・・月額 10,000 円

1月当たり 120 時間以上 150 時間未満・・・月額 5,000 円

## 助成対象月

次の条件の両方に該当する月

▼月の初日から末日までの期間、同一の施設に継続して雇用されている月

▼月の実勤務時間数が、就業規則等により定められた時間の2分の1を超える月

## 申請方法

お勤めの施設を通して、次の書類を提出してください

▼阿見町保育士等処遇改善助成金交付申請書兼請求書

▼勤務証明書

▼保育士証の写し

（保育士証が旧姓の場合は、申請後速やかに保育士証書換え交付申請を行ってください。また、保育士証の交付を受けていない場合は、幼稚園教諭普通免許状の写しでも可。）



## その他

この助成金は、税法上の雑所得に区分され、他の所得の状況により確定申告又は住民税申告が必要となります。毎年1月頃に、年間の総交付額を示した通知を送付いたしますので、申告にご使用ください。申告の詳細につきましては、税務署又はお住まいの市町村の税務担当部署にお問い合わせください。

お問い合わせ：阿見町役場子ども家庭課（TEL：029-888-1111 内線 117・708）